

令和5年度第1回消費生活対策審議会概要

開催日時	令和5年9月6日(水) 15:00~16:40
場 所	Zoomによるオンライン開催
出席者	井上委員、宇仁田委員、大藪委員、斎藤委員、平島委員、陰地委員、北岡委員、鈴木委員、富田委員、津田委員、西村委員
事 項	<p>【議題】</p> <p>①消費者教育研究部会の委員の指名について</p> <p>②令和5年版県政レポートについて</p> <p>③令和5年度消費生活に関する事業概要について</p> <p>④三重県消費者施策基本指針に掲げる主要施策の令和4年度実施結果及び令和5年度実施概要について</p>
審議経過 審議結果	<p>議事</p> <p>①消費者教育研究部会の委員の指名について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局案を提案 <p>学識経験者：井上委員、宇仁田委員</p> <p>全会一致で承認された。</p> <p>②令和5年版県政レポートについて</p> <p>③令和5年度消費生活に関する事業概要について</p> <p>●委員</p> <p>消費者市民ネットワークという団体が三重県にはあると思うが、県と情報交換等を行っていないのか。岐阜県、静岡県にも同様のネットワークがあり、岐阜県では懇談会を年一回、県と行っている。</p> <p>(事務局)</p> <p>総会には出席させていただいているが、現時点で三重県との情報交換の場は設けていないので、今後の開催について検討していきたい。</p> <p>●委員</p> <p>令和5年度の県政レポートのめざす姿の実現に向けた総合評価がBとなっており、取り組みとして教育委員会等との連携の強化が必要とあるが、県立学校長会での説明のほかに、教育委員会と連携していることはあるのか。</p> <p>(事務局)</p>

審議経過
審議結果

校長会での説明のほか、現場の先生方にも青少年消費生活講座の良さをお伝えするために、高校教育課と連携しながら、一つ一つの高校に働きかけを行っていききたい。

●委員

講習等の実施学校数の累計として、令和8年度までに170校の実施となっているが、厳しいのではないかと。

くらし・交通安全課以外が実施した消費生活に関する講座も実施校数に含んでいくというのは可能なのか。

(事務局)

県が行う事業の成果であるので、民間等が実施した講座を県が行ったものとするのは難しい。

ただ、生徒の皆さんに幅広い分野の知識を身につけていただくということは、望ましいことであるので、その点は講座の実施回数と目標とは区別して考えていきたい。

●委員

指導要領の改訂や成年年齢の引き下げがあり、消費生活に関して、これまで以上に学習する必要があるため、我々も協力していきたい。

●委員

消費生活センターでの相談対応時間が平日の9～12時、13～16時となっており、20歳代、30歳代の方は相談しにくいのではないかと。相談対応の時間帯や相談方法等について、何か考えることはできないのか。

三重県教育委員会では、学校でのいじめに関する相談について、LINEを導入しており、非常に相談しやすくなったとの声をいただいている。

(事務局)

市町の相談窓口も同様の対応時間となっており、共通の課題となっている。ただ、メール等での相談対応となると、細かい事情を聴きとっての対応が難しいため、現状は電話中心の対応となっている。

消費者庁も相談対応のDX化(デジタル化)に向けて、今後はチャットによる相談対応の仕組み等の整備を進めているので、県としても国の動きを注視しながら、少しずつ改善していきたい。

●委員

家庭科の授業内容において、投資に関する内容について触れる

<p>審議経過 審議結果</p>	<p>ことと思うが、その分野においても消費者教育の充実を図ってほしい。</p> <p>また、消費生活に係る弁護士相談に関して、現状、弁護士に相談として入ってくるのが少ないという印象であるので、弁護士相談を上手く利用できるような体制を整備いただきたい。</p> <p>(事務局)</p> <p>講座の実施については、一層学校現場の皆さんと連携をとって、丁寧に学校を回らせていただければと思う。</p> <p>また、消費生活に係る弁護士相談の活用について、まずは消費生活相談員で、消費者へのアドバイスや事業者との交渉などの対応をさせていただき、相談員のみでの対応が困難な場合は、弁護士へつなぐという形をとっている。</p> <p>今後、事案によっては、弁護士の方の力もお借りすると思われるので、その際はよろしくお願ひしたい。</p> <p>●委員</p> <p>岐阜県内に関して、県内の先生にアンケートを取ったところ、学習指導要領の改訂により、投資教育の分野の理解度も高くなっているが、先生方が自分自身で教えることはまだ難しいという結果であった。つまり専門的分野までは先生方のみでは対応が難しいということである。</p> <p>そういった現状であるので、専門家と連携して講座を行っていくことは重要であるので、三重県においても力を入れていってほしい。</p> <p>(事務局)</p> <p>啓発分野においてどのように専門家と連携をしていけるのかということは、引き続き模索もしていきながら、前向きに検討していきたい。</p> <p>④三重県消費者施策基本指針に掲げる主要施策の令和4年度実施結果及び令和5年度実施概要について</p> <p>●委員</p> <p>資料4-1の2ページにある今年度の実施概要の中で、小中学校用の動画の制作を進めていくとあるが、もう今年度完成されたのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>現在、業者を決定したところで、これから制作に入る。年内の完</p>
----------------------	--

成を予定している。

出来上がり次第、教育委員会を通じて、各学校での授業に活用いただくよう、願わせていただく予定である。

●委員

その動画の内容を可能なら教えていただけないか。

(事務局)

小学生に対しては、オンラインゲームの課金のトラブルやネット、SNSの使い方等に関する内容を盛り込みたいと考えている。

また中学生に対しては、成年年齢引き下げに係る内容を必須で入れていきたいと考えている。

●委員

近隣の学校の様子を見ると、インターネット上でのゲームの課金により、児童生徒がお金を使いすぎてしまうトラブルや、中学生の間では、保護者の知らないところで、ネット上での物品の売買が浸透しているといった現状がある。

そうしたなか、ネットに関する内容を盛り込んでいただくことは大変ありがたいと思う。

本校でも、「インターネットの正しい使い方」をテーマに教育講演会（PTA主催）を実施し、保護者と児童がともに学ぶ機会を作りたいと思っている。今後制作していただく動画についてもご活用させていただきたいので、期待している。

●委員

小学生のゲーム課金問題について、昨年、大学の先生が作った教材で、仮想のお金を使いながら水槽に魚を入れていき、さらに課金をするかどうかということを考えさせるという授業を行った。

その時に、単にゲームをするだけでなく、課金を我慢することができるのか、できないのかなどを知るために、アメリカの大学が行ったテスト動画を小学校5、6年生の子どもたちに見せて、授業を行ったことがあるが、その様な動画教材は結構ある。

新しく動画を作るとなると、費用も結構高額になってくるので、三重県が新たに作成するのであれば、今後のアップデートも考慮した簡便なもの、または、今あるものを活用してもらうよう、既存の教材の利用方法について情報提供をされる方が良いのではないか。

(事務局)

国の補助金も徐々に減ってきているので、既存の資料も活用し

ながら情報提供をしていくというのも一つの手段として進めていきたい。

●委員

制作する小中学生用の動画について、学校側はどのように視聴できるのか。可能なら、高校にも紹介いただきたい。

(事務局)

出演者の許可がもらえるのであれば、消費生活センターホームページにおいて周知をさせていただくなどして、できるだけ多くの人に見ていただけるような形にしたいと考えている。

●委員

行政の数値目標の達成は重要なことであるが、実施回数や参加人数等を指標としており、実際の効果についての検証がない。

アンケート等により啓発内容の定着度や事業の効果等について検証し、評価をしていくという段階に進んでいただければと思う。

また、中高生の家庭科の授業において、クーリング・オフによる契約解除について教えることが多いが、実際は、クーリング・オフによる契約解除ができない場合も多いので、出前講座や学校教育において、クーリング・オフには例外があることや、契約する最初の段階で注意が必要であることにも触れるような内容としてほしい。

(事務局)

出前講座等においては、講座終了後、受講いただいた方にアンケートを取ってはいるが、啓発の効果をどのように可視化していくかという点について、引き続き検討していきたいと思う。

また、クーリング・オフについては、正しく理解できていない消費者も多いと感じるため、出前講座等の際には、クーリング・オフの例外に係る部分について、今後より一層注意をしながら説明を行っていききたいと思う。